事業事前評価表

１．対象事業名
国名：インドネシア共和国 案件名：インフラ改革セクター開発プログラム L/A 調印日：2007 年 3 月 23 日 承諾金額：11,777 百万円 借入人：インドネシア共和国
２．本行が支援することの必要性・妥当性
インドネシアにおけるインフラ投資は、1990 年代半ばには GDP 比 6-7%に達していたものの、1997 年のアジア通貨危機以降大幅に減少し、近年は 2%程度にとどまっている。その結果、インフラの量的不足、質の低下は投資の阻害要因となっているほか、低水準にとどまるインフラへのアクセス（電化率、水道普及率等）は特に貧困層に深刻な影響を与えている。 インドネシア政府は、国家中期開発計画（RPJM：2004-2009）において、2009 年の目標として経済成長率 7.6%（2004 年 4.5%）、投資の GDP 比 28.3%（2003 年 20.5%）、失業率 5.1%（2004 年 9.7%）、貧困率 8.2%（2004 年 16.6%）と定めており、これを達成するためには、民間の参加を含むインフラへの投資が今後 5 年間で 650 億ドル（GDP 比約 5%）必要であると試算されている。 インフラ投資促進のため、インドネシア政府は、2005 年 1 月に第 1 回インフラサミットを開催し、その後も国家インフラ開発促進委員会（KKPPI）の設置、政府によるリスク負担を検討するためのリスク管理委員会の設置等の施策を進めてきており、KKPPI は 2006 年 2 月、156 のアクションをまとめた包括的なインフラ政策パッケージ（IPP）を発表した。IPP は、我が国とインドネシア政府が 2005 年 6 月に定め、官民合同で取組みを進めてきた日・イ戦略的投資行動計画（SIAP）をも踏まえたものである。このように、同国政府はインフラ整備の促進に高いプライオリティーを置いて取り組んでいるものの、民活による個別インフラプロジェクトは十分に進捗していないのが現状であり、適切な事業計画策定の不足、政府によるリスク負担の不足、用地取得の遅れ等が要因として挙げられている。 本計画は、IPP を基盤とし、運輸、電力、石油･ガス、通信、水･衛生の各分野において、マスタープランの策定、民間セクターの参加･関与を高める組織･法制度の改革、適切な料金･補助金政策の策定等の政策･制度改革を行うと共に、グッドガバナンスに基づく官民パートナーシップ（PPP）の促進、官民のリスク分担に係るフレームワーク作り、用地取得の制度整備等のセクター横断的事項の改革を図るものである。また、本計画は約 21 ヶ月毎に進捗確認を行う３つのサブプログラムからなる予定であり、今回のサブプログラム 1 では、PPP に係る 10 のモデル事業を設定（2006 年 11 月の第 2 回インフラサミットにおいて発表）し、事業の準備状況及び実施の促進を図る予定である。 我が国は、これまで運輸･電力等の経済インフラ整備に多くの円借款を供与しており、上述した各種の政策･制度改革は、既往及び新規案件の適切な実施･運営維持管理、持続的な効果発現等の観点からも重要である。また、各種改革の実施及びそれによるインフラ整備の進展は、我が国民間企業からも、電力等の PPP 事業への投資及びインフラの受益者という双方の観点から望まれている。 我が国の「対インドネシア国別援助計画」（2004 年 11 月策定）においては、民間主導の持続的な成長を重視し、投資環境改善のための経済インフラ整備への支援が掲げられている。また、海外経済協力業務実施方針（2005 年 4 月策定）においては、重点分野として持続的成長に向けた基盤整備を掲げており、インドネシアについては、投資環境整備のための経済インフラ整備を重点分野とすると共に、各種改革の促進への貢献を図る、としていることから、

本計画はこれらと合致する。よって、本行が支援する必要性・妥当性は高い。

３．事業の目的等

本計画は、インドネシア政府による民間参加を含むインフラ整備促進に係る横断的なフレームワーク策定及び個々のインフラセクターの改革実績を評価し、アジア開発銀行と協調し、同国のインフラ関連の政策･制度改革を支援することにより、改革の継続及び我が国との政策対話の促進並びにインフラへの投資増加を図り、もって同国のインフラ整備の促進、投資環境の改善及びインフラアクセスへの向上に寄与するものである。

４．事業の内容

(1) 計画概要

本計画では、インフラ関連の政策･制度改革として以下を実施する（主要なアクションのみ記載）。

項目		達成されたアクション	今後のアクション
セクター横断事項		○ インフラ整備のための官民協力に係る大統領令 ○ 財務省内のリスク管理ユニットの設置 ○ 地方政府への転貸に係る政府規則の制定 ○ 用地取得に係る大統領令	○ 中央及び各省の PPP ユニットの機能発現 ○ リスク管理ユニットの機能発現 ○ インフラ促進のためのファンドの設置 ○ 用地取得に係る実施細則策定
セクター改革	運輸	○ 国道・海運･空運に係る長期計画（ブループリント）策定 ○ 道路行政規制機関の設立	○ 鉄道･道路･空運･海運に係る料金・補助金政策の策定 ○ 鉄道･空運･海運法の改正 ○ 用地取得ファンドの設置
	電力	○ 電力セクターマスタープラン･開発計画の策定 ○ 民間からの売電を可能にする政府規則の制定	○ 新電力法の策定 ○ 電気料金の設定方法の見直し ○ 補助金政策の改訂
	石油･ガス	○ 国家エネルギー政策に係る大統領令 ○ 2005 年 3 月及び 10 月の石油製品料金の改定（補助金削減）	○ 天然ガスネットワークに係るブループリント改訂 ○ 新エネルギー法の策定
	通信	○ ユニバーサルサービスに係る政府規則の制定	○ ユニバーサルサービス政策の実施
	水･衛生	○ 上水アクセス向上の戦略に係る省令策定 ○ 上水に係る政府規則の制定 ○ 上水に係る規制機関の設置	○ 下水・廃棄物へのアクセス向上の戦略に係る省令策定 ○ 地方水道公社（PDAM）の債務リストラに係るパイロット事業の実施
モデル事業の進捗		○ 各セクターのモデル事業の選定（計 10 件）	○ 有料道路･電力･ガスパイプラインに係る標準入札書類策定 ○ モデル事業の準備完了、入札実施

(2) 総事業費・借款額
本計画全体のドナー支援額：約 500 百万ドル
うち円借款対象額： 11,777 百万円（100 百万ドル相当円）
アジア開発銀行資金：400 百万ドル
(3) 実施体制
① 借入人：インドネシア共和国（Republic of Indonesia）
② 事業実施機関：国家開発企画庁 (BAPPENAS)
③ 運営・維持管理体制：②に同じ
(4) 環境及び社会面の配慮
① 環境に対する影響/用地取得・住民移転
(a) カテゴリ分類：C
(b) カテゴリ分類の根拠：本計画は、特段の環境影響が予見されないセクター（政策支援借款）であり、かつ「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン（2002 年 4 月制定）に掲げる影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当しないため、カテゴリ C に該当する。
② 貧困削減促進：政策･制度改革によりインフラ整備が促進され、電気、水、衛生等へのアクセスが向上することにより、貧困層への裨益が図られる。
③ 社会開発促進（ジェンダーの視点等）：特になし。
(5) その他特記事項　特になし。

５．事業効果

定量的効果（運用・効果指標）

指標名（単位）	基準値（2005 年）	目標値（2011 年（計画終了後 1 年））
インフラ投資の対 GDP 比(%)	2.0 程度	6.0

６．外部要因リスク

中央及び地方議会における政治的不確定さ。

７．過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

協調融資案件においては、審査段階から監理まで、関係機関との綿密な情報交換を行うことが重要であるとの教訓を得ている。これを踏まえ、本借款においては、協調融資機関である ADB 等と密接に連携しつつ借款の監理を行う予定である。

８．今後の評価のタイミング

計画終了後。